

日吉津村広報誌制作業務委託仕様書

1 業務名 日吉津村広報誌制作業務

2 業務目的

村が発行する広報誌の制作にあたり、デザイン専門知識があり DTP 機器を熟知した専門業者の技術を活用することで、より効率的に、「見やすく」「分かりやすい」紙面づくりを行うほか、村民の皆さんが必要とする情報を、限られた紙面により多く、より効果的に配置することで、親しみを持ってもらえる紙面づくりを目指す。

3 契約方法 単価契約

4 履行場所 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872-15 日吉津村総合政策課

5 履行期間 契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日まで

6 発行部数

(1) 広報ひえづ

1, 400 部/月

7 発行回数・発行日

(1) 広報ひえづ

年 12 回 (毎月月初開庁日発行)

8 規格など

(1) 体裁 A 4 版 (297mm×210mm) 左綴じ (2 穴なし)

(2) ページ数 20 ページ (表紙含む) を基本とする

※過年度実績 最小 20 ページ、最大 28 ページ

用紙 上質紙 紙四六版 55kg (A 版 35kg) 以下とし、グリーン購入法に配慮すること

(3) 使用インキ 環境にやさしい植物油インキを使用する

(4) 刷り色 表紙、裏表紙、本文 2 ページ分 4 色、他ページは 2 色とし、他ページは、黒色及び 1 色を基本とする。また、原則としてユニバーサルデザインに配慮した配色にすること

(5) フォント 原則として、株式会社モリサワのユニバーサルデザイン書体を使用すること

(6) 仕上げ A3版中折（針止めなし）

(7) 原稿

① 原則として、Microsoft Word、Microsoft Excel、PowerPointなどで作成したデータ（写真を含む）を電子媒体と出力見本で入稿する。なお、グラフについては、Microsoft Excel、PowerPointなどで作成した数値データを用いて印刷業者側で作成する。

② 入稿は、原則として発行月の前月の5日以降とし、上記①による原稿は、日吉津村役場にて手渡しとする。

③ 写真などは、ポジ・紙焼き・電子媒体により、印刷業者が加工する。

(8) 編集・レイアウト

本村の指示により、紙面の編集・レイアウト、カット、レタリングなどの作成を印刷業者が行い、原稿の添削を実施すること

(9) 校正

① 校正は原則と3校以上とすること。

② 各校とも、本村へ直接提出する。また、初校、2校の校正原稿は日吉津村役場で手渡しし、3校は、午後2時までにPDFデータを本村各担当までメールにて提出を行う。なお、各校の原稿提出及び校正原稿手渡し時間は、指定日の下記時間とする。

	原稿提出	校正原稿引き渡し
初校	午後1時まで	原稿提出の翌々日午後3時以降
2校	午後1時まで	原稿提出の翌々日午後3時以降
3校	午後1時まで	翌日午後3時まで

③ 校了については、原則として責了とするが、PDFデータを担当までメールを提出し、確認を求めることができる。

④ 各校とも、見出し及び記事の変更・組み替え、写真・イラストなどの変更・差し替え、レイアウトの変更をすることがある。

9 編集手順

- 入稿時は、打ち合わせも兼ねて役場で原稿、写真データの引き渡しを行い、その後の追加データ等は、メールで引き渡すこと
- 文字校正3回以上、色校正も行うこと
- デザインとして使用する写真等は、特に指定する場合を除き請負業者が提供すること
- 版下から仕上げまで一環処理を行うとともに、責任者を明確にすること
- 原稿の添削を行い、構成の変更に対応すること

10 校了日

納品日の4日前を目安とし両方で協議のうえ決定する。

1.1 納品

(1) 納品日

月末最終開庁日の正午

(2) 納品場所 日吉津村役場（日吉津村日吉津 872-15） 庁舎 1 階 総合政策課

(3) 納品方法

- 配布箇所名ごと（約 1.5 箇所）に、提示した部数（1 箇所最大 5.5 部、最小 1.5 部）を梱包し、納品すること。ただし、配布箇所数、梱包部数は毎月変動する場合がある。
- 上記に加え、日吉津村が指定する、印刷物（A4 版冊子、チラシ等）を広報誌に折込をし、納品すること

(4) その他

ホームページ掲載用に PDF データ化したものを CD-R などの記憶媒体で納品すること

1.2 代金

(1) 価格

契約価格は誌面の編集・レイアウトなどの制作経費及び写真植字・版下作成など印刷に関する一切の経費、PDF 化に関する経費、納品に関する経費など、一切を含めた価格とする

(2) 支払

毎回の請求に基づき支払う

1.3 見積書

見積書は、規格ごとの内訳が分かるように明記すること

1.4 その他

- 広報紙の著作権は、日吉津村に帰属する
- 本業務の実施に際し知り得た情報については、その秘密を外部に漏らしてはならない
- その他必要事項については、両者で協議して決定する